

かもめ共済給付規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、いわき商工会議所が運営する「かもめ共済制度」の加入者に対して給付する慶弔金及び見舞金について必要な事項を定める。

(慶弔金)

第 2 条 加入者に次の事由が生じたときは、慶弔金を給付する。

事 由	金 額
20 歳の誕生日を迎えたとき	1 口あたり 5,000 円
結婚したとき	
子が誕生したとき	
子女が高校に入学したとき	
銀婚式を迎えたとき	
70 歳の満了を迎えたとき	5,000 円(一律)
日商簿記検定またはリテールマーケティング検定に合格したとき	受験料相当額(一律)
いわきサンシャインマラソン(フルマラソン)にエントリーしたとき	2,000 円(一律)

2 満了祝金以外の給付制度は、加入 6 ヶ月経過後から適用する。

3 満了祝金は、加入後 5 年以上経過した場合にのみ適用する。

4 請求の有効期限は、慶弔事由発生時より 3 年以内とする。

(見舞金)

第 3 条 加入者に次の事由が生じたときは、見舞金を給付する。

事 由	金 額	備 考
病気入院したとき	1 口につき 1 日あたり 1,000 円	・ 1 日以上の上の継続入院を対象とする。 ・ 支給日数は 20 日分を限度とし、年 1 回を請求の限度とする。
災害通院したとき		・ ケガで 5 日以上の実通院を対象とする。 ・ 支給日数は 10 日分を限度とし、年 1 回を請求の限度とする。

2 請求の有効期限は、退院後または通院終了後より 3 年以内とする。

(給付限度額)

第 4 条 加入者 1 人に対する給付金額は、保険期間中 10 万円を限度とする。

附 則

1 この内規は、平成 29 年 12 月 15 日から実施する。

2 この規程の改定は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する(第 1 条)

3 この規程の改定は、令和 2 年 4 月 1 日に遡って実施する(第 2 条・第 3 条)